

第1章 計画策定にあたって

1 策定の目的

わが国の合計特殊出生率は、戦後、低下傾向が続いています。奈良市においても、全国や奈良県を下回りながら、同じく低下傾向にあります。出生数も年度によって多少の増減はありますが、同じく減少傾向にあります。こうした少子化は、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題を生じさせるといわれています。また、社会の活力の低下など社会経済全体への様々な影響も懸念されています。このような出生率低下の要因としては、晩婚化や未婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象があるとされ、今後さらに少子化が加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」（平成11年）を策定し、「新エンゼルプラン」（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成13年7月閣議決定）」に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子どもを生みたい人が生み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、様々な対策が実施されてきたところです。平成15年3月には少子化の加速に歯止めをかけるため、従来の取り組みに加え、さらに総合的な対策を進めていく必要から「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を公表し、従来の「子育てと仕事の両立支援」を中心とする施策に加えて、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子どもの社会性の向上や自立の促進という4つの柱に沿って、「子育ての社会化」の必要性を提起しました。平成15年には国、地方公共団体および企業に少子化対策実施の責務を課した「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」（10年間の時限立法）が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために、地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務づけています。また、平成16年12月には「少子化社会白書」が発表され、今なお続く少子化に対する危機感を強める一方で、第二次ベビーブーム世代およびその前後に生まれた人たちが、結婚年齢期に入るこの5年間で、出生数や出生率の回復にとって重要な時期と位置づけています。そして、安心して子どもを生み育てられ、子育てに喜びを感じることができるような施策を積極的に展開することが重要であると捉えています。

このような流れを受け、本市においても、従来の子育てと仕事の両立支援を中心とする施策に加えて「子育ての社会化」に向けての取り組みが求められています。「奈良市児童育成計画」（平成17年度最終年度）に基づき、これまで進めてきた保育サービス等、子育て支援の取り組みをより一層具体的な目標の下に進めるとともに、更に発展した新たな計画として「奈良市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子がその年次の年齢別出生率のまま一生の間に子どもを産むと仮定した場合の、平均の子ども数に相当する。

2 計画の位置づけ

本計画は、「奈良市第3次総合計画」を上位計画としています。そして、2001年（平成13年）3月に策定した「奈良市児童育成計画」の理念、方針に基づき、同計画で設定した目標を達成するために、より一層利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を立て、子育て支援社会の実現を目指すものです。

個々の施策や事業の実施にあたっては、「奈良市地域福祉計画」（平成17年度末策定予定）が示す保健福祉行政の方向性を念頭に置いて、保健福祉部門における各分野別計画や「奈良市男女共同参画計画」等、関連する計画との整合性を保ちながら、その実現を図っていきます。

なお、現行の「奈良市児童育成計画」の計画期間は2005年度（平成17年度）までとなっていますので、その後は本計画がその理念を引き継いでいきます。

3 計画の対象

本計画の対象は、子どもと保護者およびその家庭とそれらを取りまく地域社会とし、本計画における子どもとは、0歳から18歳（高校3年生）までの乳幼児および少年とします。

4 計画の期間

本計画は、5年間を1期とする計画ですので、1回目に策定する計画（前期計画）については、2005年度（平成17年度）を初年度とし、2009年度（平成21年度）を目標年度とします。また、計画は5年ごとに策定するものとされていることから、2回目に策定する計画（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行ったうえで、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までを計画期間として策定します。

なお、計画を実施していく過程において、社会経済情勢や福祉・教育等を取り巻く状況、地域の実情等の変化を考慮しながら、弾力的かつ適切な対応に努めます。

5 計画の推進

本計画の策定にあたっては、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、進捗の状況が容易に把握できるよう、個別の施策について可能な限り目標を定めています。次世代育成支援の推進については、数値目標はその達成状況を、施策については具体的な評価を行う等、定期的に計画の進捗管理を行い必要に応じて目標等の見直しを行います。